社会福祉法人　猿払村社会福祉協議会
宗谷郡猿払村鬼志別北町２８番地
猿払村保健福祉総合センター内
電話：2-3685

社協だより　こけもも　第18号

出産お祝い品贈呈事業

今年度より、１２月にみなさまにご協力して頂いている歳末たすけあい募金の助成金を原資として、お子さまの健やかな成長と保護者のみなさまが健康で喜びを感じながら子育てができるように、お祝いの品を贈呈することを目的として実施しております。

対象となる方
令和２年４月１日以降にお生まれになったお子様

選べるお品
下記に記載しているお写真の４種類から１つをお選びください。

申請場所
保健福祉センター内社会福祉協議会

カタログもお持ち帰り用がありますので、お子様がお生まれになった際にはぜひ申請して下さい。お待ちしております♪

おとつみき

おむつケーキ

ﾀｵﾙ・ﾌﾟﾚｰﾄ・ｽﾃｲｾｯﾄ

ﾌｰﾄﾞ付きﾊﾞｽﾀｵﾙ

表　紙　『出産お祝い品贈呈事業』
*社協事業のお知らせ～コロナ関連～
*令和２年度事業方針・会計予算

この広報紙は赤い羽根共同募金の配分金を受けて発行しています。

令和２年度事業方針

《全ての村民が安心して暮らし続けることができるまちづくり》を目指し、村民・行政・各関係機関や各団体と連携・協働しながら、社協の使命である地域福祉課題の解決を推進して参ります。

少子高齢化や、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、家族内の見守りや介護機能の低下、地域コミュニティの弱体化など、人と人とのつながりの希薄化が進んでおり、社会的に孤立する問題、権利擁護の問題など、新たな問題も生じており、福祉活動のさらなる充実が求められております。

従来の高齢者の生きがい活支援事業を中心に、日常生活自立支援事業や、成年後見支援センターの充実など、権利擁護体制の推進を行い、どのような方であってもできる出来る限り、地域で自立した生活を送ることができるよう支援致します。

また、社協の活動について理解をいただけるよう周知やPRに努めるとともに、村民の皆様とともに“地域の福祉力”を高められるよう、関係行政機関や各種団体等と連携を図りながら、次の５項目を重点事業として掲げ、各種の事業を推進してまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

一、地域福祉・在宅福祉活動の推進
- ふれあい学級・ふれあいサロン
- 配食サービス・除雪サービス
- 通院支援（見守り）サービス
- 移送サービス・各団体への支援
- 花いっぱい運動・福祉機具貸与
- 老人医療費助成（村委託事業）

二、地域援護活動の推進
- 生活福祉資金貸付（道社協事業）
- 生活援護資金貸付
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見支援センター
- 赤い羽根共同募金運動の協力
- 歳末たすけあい募金運動の協力

三、ボランティア活動の推進
- ボランティア団体への援助・協力
- 学童・生徒のボランティア普及事業
- ボランティア参加登録増加促進
- 回収ボランティア（リサイクル）

四、調査・広報活動
- ボラ友・広報誌こけもものの発行
- 地域福祉実践計画の策定

五、組織体制の充実と強化
- 役員・評議員・職員の研修
- 法人会員の加入促進

令和2年度会計予算

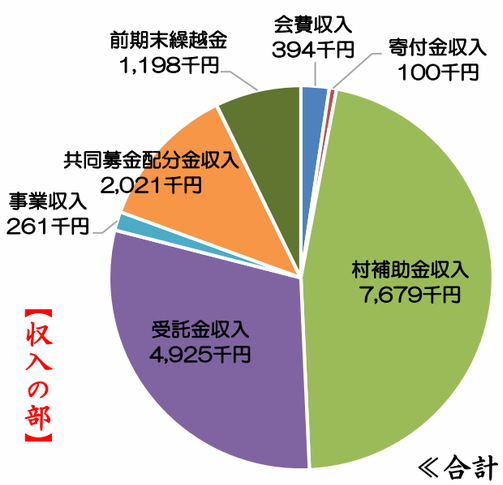

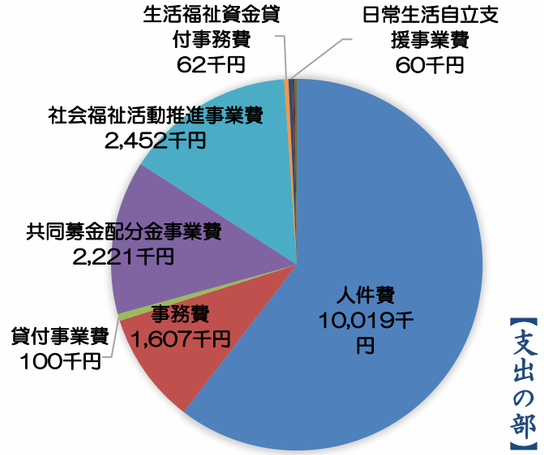

≪合計 16,581 千円≫

⚠現在ふれあい学級はお休み中です⚠

現在ふれあい学級は、新型コロナウイルス感染予防のため、令和２年３月～現在に至るまで開催を中止しております。
開催内容が、①高齢者約６０名以上の参加②ボランティアさんによる昼食の提供③大人数の送迎、と全て３密になってしまうことから、今年度の開催の目途はたっておりません。
寂しい状況ではありますが、今は自分や家族や友人のことを思いやって感染予防を徹底し、お家での楽しみを見つけながら適度に身体を動かして、また開催出来る時を楽しみにしてこのコロナを皆さんで乗り越えましょう！
※開催出来るようになった場合には通常通り地区の連絡員や参加者へ個別に案内文をお送りします。

！ふれあいサロン開催中！

大人数で集まる『ふれあい学級』はお休みしておりますが、各地区でのふれあいサロンは再開しています！再開するにあたって保健師さんによる感染予防の指導を受け、密にならないよう意識をしながら少人数で開催しています。現在実施しているサロンは、小石・保健センター・浜猿払・浅茅野・浅茅野台地の５か所です。

社協では「サロンを始めてみたい！」という方々に、つくり方の相談や開催に係る送迎などの必要な情報提供・助言を行うとともに、始まったサロンに対しては、ふれあいサロン傷害補償への加入やレクリエーション機器の貸出し、そして経済的な支援として『ふれあいサロン助成金交付事業』を実施しています。コロナでイベントや行事ができない今、ぜひ少人数で集まるふれあいサロンを始めてみませんか？

ふれあいサロンに関するご相談は社協までご連絡下さい♪

緊急小口資金【特例貸付】申込から貸付決定、償還までのながれ

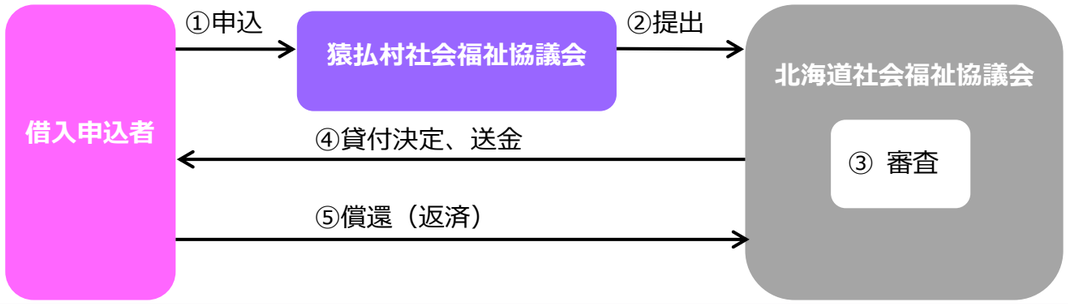

＊生活福祉資金には、緊急小口資金の特例貸付のほか、総合支援資金（生活支援費）の特例貸付があります。緊急小口資金の特例貸付を利用してもなお、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な場合は、総合支援資金（生活支援費）特例貸付の利用をご検討ください。

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の貸付内容

■貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
■貸付限度額	単身世帯：月１５万円以内 ２人以上：月２０万円以内
■貸付期間	原則３か月以内
■据置期間	貸付の日から１年以内
■償還期間	据置期間終了後１０年以内
■貸付利子	無利子
■そ の 他	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申込みは、原則、郵送で受け付けます。 北海道社会福祉協議会ホームページより申請書類をダウンロードし、必要書類と併せ、猿払村社会福祉協議会にお送りください。

◆緊急小口資金（特例貸付）・総合支援資金（特例貸付）は、令和２年１２月末まで受け付けます。
◆今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

実施主体：社会福祉法人　北海道社会福祉協議会
〒060-0002　札幌市中央区北２条西７丁目１番地　かでる２・７
TEL：011-241-3976
http://www.dosyakyo.or.jp/seifuku_shikin/index.html

北のまちから あったかハート
ほっとちゃん

社会福祉協議会の『日常生活自立支援事業』を、ご存じですか？

公共料金の支払いがきちんとできているか心配…

普段のお金の管理が心配…

福祉サービスって、どうやって申し込むのかな？

通帳や印鑑、どこに置いたかな…

毎日のくらしの中で、このような不安を抱えていませんか？

日常生活でこのような不安を抱えている高齢の方や障がいのある方が、住みなれた地域で安心して生活ができるよう、社協がサポートします。

⇒どんなサービスがあるの？

福祉サービスの利用申込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

⇒どんな人が利用できるの？

認知症高齢者や知的・精神障がい者など、自分ひとりで判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方が利用できます。

⇒利用するにはいくらかかるの？

福祉サービス利用援助や金銭管理サービスは利用料１回（１時間程度）１，２００円。
※生活保護世帯は無料

社会福祉協議会がお手伝いします

まずは社協へご相談下さい。ご本人以外の方からの相談もお受けします。
「専門員」が、ご本人の意向をもとに適切な支援計画を作成し、利用者との意思疎通を図りながら支援します。契約後は、「生活支援員」が定期的に利用者のところにお伺いして、相談や要望に応じて、本人が自身で判断できるようなアドバイスや情報提供、金融機関での預貯金の出し入れや生活に必要な費用のお支払いを代行します。
※利用にあたっては、いくつかの条件があります。

詳しくは『社会福祉協議会』にお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

♦本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります♦

緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

■貸付対象　新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付限度額　以下の①～⑥に該当する場合、一世帯につき１回限り２０万円以内
① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
② 世帯員に要介護者がいる場合
③ ４人以上の世帯である場合
④ 世帯員に子の世話を行うことが必要となった労働者がいる場合
・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
⑤ 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
⑥ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
その他の場合、一世帯につき１回限り１０万円以内

■据置期間　貸付の日から１年以内

■償還期間　据置期間終了後２年以内

■貸付利子　無利子

緊急小口資金【特例貸付】の申込に必要なもの

☐ 借入申込者の身分を証明できるもの（健康保険証、運転免許証　等）
☐ 世帯全員の住民票（※マイナンバーの記載のないもの）
☐ 印鑑
☐ 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード
☐ 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、通帳　等）

緊急小口資金【特例貸付】の貸付金の交付方法

■借入申込者が指定する金融機関に送金します。

緊急小口資金【特例貸付】の受付窓口

猿払村社会福祉協議会　TEL：01635-2-3685
〒098-6234　宗谷郡猿払村鬼志別北町 28 番地（病院横：保健福祉総合センター内）
受付時間：月～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分
※土日・祝日はお休みです。